別記　　（Ａ４）

年　　月　　日

様式第十一号（第五十一条、第五十七条関係）（平29内府国交令４・全改、平31内府国交令１・令２内府国交令10・一部改正）

財務（支）局長
地方整備局長
北海道開発局長　殿
知事

商号又は名称
本店所在地

代表者氏名
電話番号

許　　可
登　　録
届出受理　番号

第　　号

年度事業報告書

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

標記の事業年度が終了したので、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）第33条、第57条において準用する第33条又は第61条第２項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

１　事業の概要

２　不動産特定共同事業、小規模不動産特定共同事業又は適格特例投資家限定事業に関する事項

業務状況調書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
（様式第十号により記載すること。）

３　主要な株主又は社員に関する事項

主要な株主又は社員の名簿
（別表（イ）により記載すること。）

４　経理の状況

（１）　比較貸借対照表
（様式第十号により記載すること。）

（２）　比較損益計算書
（別表（ロ）により記載すること。）

（３）　株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書
（別表（ハ）により記載すること。）

別表（イ）

主　要　な　株　主　又　は　社　員　の　名　簿

商号若しくは名称又は氏名	保有株式数 （株式会社でない場合にあっては、出資額）	議　決　権　比　率
		%

別表（ロ）

比較損益計算表

	第　期 自　年　月　日 至　年　月　日			第　期 自　年　月　日 至　年　月　日			第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		
	金額		構成比	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
経常損益の部									
Ⅰ 営業収益									
売上高									
売上原価									
販売費及び一般管理費									
人件費									
役員報酬									
給料									
諸手当									
賞与									
退職金									
法定福利費									
厚生費									
福利施設費									
物件費									
修繕維持費									
事務用品費									
事務機械費									
図書印刷費									
旅費									
交通費									
通信費									
用水光熱費									
調査研究費									
会議費									
広告宣伝費									
交際費									
寄付金									
地代家賃									
保険料									
雑費									
その他の費用									
事業税									
租税公課									
減価償却費									
貸倒損失									
営業利益(営業損失)									
Ⅱ 営業外損益									
営業外収益									
受取利息配当金									
有価証券売却益									
雑収入									
営業外費用									
支払利息及び割引料									
納付所得税等									
雑支出									
経常利益(経常損失)									

	第　期 自　年　月　日 至　年　月　日			第　期 自　年　月　日 至　年　月　日			第　期 自　年　月　日 至　年　月　日		
	金額		構成比	金額		構成比	金額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%
特別損益の部									
Ⅲ 特別利益									
前期損益修正益									
固定資産売却益									
その他の特別利益									
Ⅳ 特別損失									
前期損益修正損									
固定資産売却損									
その他の特別損失									
税引前当期純利益									
（当期純損失）									
前期繰越利益									
（前期繰越損失）									
……準備金取崩額									
……積立金取崩額									
中間配当額									
中間配当に伴う利益準備金積立額									
当期未処分利益金									
（当期未処理損失金）									

別表（八）

株主資本等変動計算書

自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

	株主資本												評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
							任意積立金	繰越利益剰余金										
前期末残高	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当																		
当期純利益																		
自己株式の処分																		
・・・・・・・																		
株主資本以外の項目項目の当期変動額（純額）																		
当期変動額合計																		
当期末残高																		

記載要領

①「許可　登録　届出受理番号」の欄には、許可権者、登録権者又は届出受理者について下表に該当する者を記入するとともに、許可番号、登録番号又は届出番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

②別表（イ）の主要な株主又は社員については、当該事業年度末において、最も大口の株主又は社員から順次10位までの者について記載すること。

③別表（ロ）及び別表（ハ）に記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

④別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。

⑤財務諸表の作成に関し、会計処理の原則又は手続を変更した場合においてはその内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を、表示方法を変更した場合においてはその内容を、別表（ハ）の次に注記すること。

⑥比較貸借対照表又は比較損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

また、比較貸借対照表、比較損益計算書に掲げる科目が必要ない場合には削除することを妨げない。

⑦決算日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を記載要領⑤による注記の次に記載すること。

⑧不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記のとして記載すること。

⑨別表（ロ）及び別表（ハ）は、有価証券報告書をもってこれに代えることができるものとする。

⑩別表（ハ）の株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

⑪株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に関係する変動事由の次に記載する。

⑫別表（ハ）のその他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、投機変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

⑬別表（ハ）の評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

⑭別表（ハ）の各合計額の記載は省略することができる。その他資本剰余金、その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、上記科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。

⑮別表（ハ）について、法人が持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」として、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載し、社員資本等変動計算書については「社員資本」及び「評価・換算差額等」のみ記載し、「社員資本」については「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」のみ記載すること。なお、「資本剰余金」については、「資本剰余金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。「利益剰余金」については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。